

第15期町田市立図書館協議会

第 1 5 回定例会議事録

日時：2015年2月26日（木） 午後 3 時00分～午後 5 時00分

場所：町田市民文学館 2 階/大会議室

■出席者

（委員） 山口洋（委員長）、清水陽子（副委員長）、
伊藤昌克、久保礼子、鈴木真佐世
中林君江、砂川とき江
（計7名）

（事務局） 近藤裕一（副館長）、佐久間隆司、石井健一

■欠席者 千田実、市村省二、多田美恵子
尾留川朗（館長）

■傍聴者 1名

2015年2月26日

第15期図書館協議会 第15回定例会次第

《議事録確認》

第14回定例会議事録

《館長報告》

1. 教育委員会 2月6日

<報告事項>

- 第三次町田市子ども読書活動推進計画について・・・資料1及び冊子
- 町田市立図書館貸出停止等事務取扱要領の制定について・・・資料2

2. その他

- ①第8回町田市子ども読書活動推進計画推進会議 1月27日(火)
- ②図書館リニューアルの現状について・・・資料3

《委員長報告》

1. 生涯学習審議会

《その他》

- 1. 学校図書館の現状について
- 2. その他

■議事録

○山口委員長 それでは、定刻になりましたので、第15期図書館協議会第15回定例会を始めたいと思います。

最初に、第14回、前回の定例会の議事録の確認です。既にメールで事前に連絡があったと思うのですが、今回も簡単な字句の訂正のみで内容にかかわる訂正はございませんでした。よろしければ、このまま公開ということにしたいと思いますが、議事録についてはよろしいでしょうか。

それでは、議事録は事務局で公開の手続をお願いいたします。

あと、本日、資料が多くございますが、黄色い冊子が「第三次町田市子ども読書活動推進計画」です。前は案という形で出ていましたが、これが最終版ということになります。

あと、「まちだの教育」です。教育委員会からの資料が1冊入っております。

本日、多田委員と千田委員、市村委員がご欠席です。それから、尾留川館長は議会の対応で欠席ということになります。

引き続きまして、館長報告に入りたいと思います。

それでは、近藤副館長、よろしくをお願いいたします。

○近藤副館長 事務局の近藤です。

それでは、館長が今日は議会の対応でちょうど3時から会議が入っていますので、私の方で報告いたします。

まず1点目、教育委員会の報告です。2月6日（金）に教育委員会がありました。そこでは図書館から2点をご報告しております。

1点目が第三次町田市子ども読書活動推進計画についてです。

その内容について簡単に触れますと、町田市では2004年12月に町田市子ども読書活動推進計画を策定しまして、その後、引き続き第二次の計画を策定して、第二次計画がこの2014年度の3月で終了するものですから、ここで新たに2015年度からの第三次計画を策定したことになります。策定については、庁内の組織として策定委員会を設置し、策定委員会を2回、また作業部会を策定委員会の下に設けて10回開催し、検討を重ねました。また、市民の方からも意見をいただいて、最終的にこの計画ができ上がったということになります。

この第三次計画は、第4章で基本理念を定めているのですが、これは第二次計画のものを引き継いでおります。基本理念「自ら進んで本を読む子を育てる」、あと基本目

標を3つ定めてありまして、1つが「子どもが本と出会うきっかけ作り」、2つ目が「いつでも身近なところに本がある環境作り」、3つ目が「子どもの読書に関わる人の配置と育成」という観点で計画をつくったということになります。

計画年度は5年間ということになりますので、2015年度から2019年度までの5年間で、計画の対象年齢はゼロ歳から18歳となります。

計画の進行管理として、進捗状況を確認し、また、各年度の状況に応じた適切な取り組みを実施するため、町田市子ども読書活動推進計画推進会議を毎年度実施することにしております。

最後に、第6章になるのですけれども、9ページ以降です。重点的取組を3つ決めました。1つが「地域での連携事業の充実」、2つ目が「学校での取組の強化」ということ、3つ目が「オリンピック・パラリンピック教育支援、書評合戦の普及啓発支援」の3項目を重点的取組として、国や都の計画との連携を基礎に、第二次計画の課題であった連携事業をさらに充実強化していくこと、あるいは学校間の格差を解消することなどを目指して定めたということになります。

それから、10ページ以降に、今度は各目標に沿った32の取組を定めております。こちらについては、子どもの読書活動の推進に直接かかわるもののほか、図書館以外の市役所のいろいろな課が関係している訳ですけれども、各課が所管する事業のうち、子どもの読書活動に寄与するものを取り上げて32の取組といたしました。

こちらについては、この内容を報告して委員から特段の質問はなかったのではないかと思っております。

次が資料2、町田市立図書館貸出停止等事務取扱要領の制定についてということで要領の制定について報告をいたしました。こちらは、実は今まで町田市の図書館では、延滞した資料がなかなか返ってこない利用者に対して、貸出停止措置をとっていた訳ですけれども、その処分の基準としましては、行政処分ということで処分基準を定めて運用を行っていました。しかしながら、今後は貸出停止措置については、行政処分ではなく、民法上の相互契約に当たる行政サービスであると判断して、その基準を廃止することといたしました。ついては、今までの処分基準にかわるものとして、この貸出停止等事務取扱要領を制定したということになります。

1ページめくっていただいて裏面に取扱要領が全て載っております。基本は、個人貸出の利用者が貸出期間を経過する日の翌日から42日間、42日延滞しても資料の返却が見られ

ない場合は貸出停止を行うこととしております。

施行は3月5日から施行しております。3月5日としましたのは、今まさに作業中なのですけれども、新しいシステムでこのやり方が対応できることになりますので、3月5日からといたしました。

教育委員会の報告は以上の2点でございます。

次に、その他といたしまして、1つが1月27日に、先ほども触れましたけれども、第8回町田市子ども読書活動推進計画推進会議を開催いたしました。その内容に簡単に触れたいと思います。

当日は、以前ご報告してありますけれども、まず図書館からの報告ということで2点ご報告いたしました。1点目が今行っている図書館のリニューアルについての概要、2点目が、これも準備を進めている忠生図書館の開館に向けての動き、内容等を報告したということになります。

議題としては、今行っている第二次計画期間の取組についてということで、まず図書館から、としょかん1ねんせい事業の途中経過、あと「本のたからじま」の関係でブックリストをつくっていますけれども、その配布状況、今度3月に行われるまちだとしょかん子どもまつりの開催について等を図書館で報告するとともに、各課から報告をしていただきました。

例えば指導課からは、学校の教育課程の国語の授業の中で、図書委員会の活動とか計画的な読書を位置づけていくような取り組みを行っていますとか、指導員の方と担当の先生との連携を重視して各校では事務にあたっていますというお話。

それから、教育総務課では、学校図書館図書標準を2018年度までには達成できるように予算面での整備を行っていきますというようなお話がありました。

あと、児童青少年課では、子どもセンターとか学童保育クラブでは、地域の方の協力のもと読み聞かせ等を行っているということ。あと、2013年度からは“プレママベビママ講座”というのがあるのですけれども、そちらで2回の講座のうち1回は読み聞かせをテーマにしたものとしているというようなお話がありました。

あと、子育て支援課です。2014年度から始めたマイ保育園制度でマイ保育園に登録していただいて、本をプレゼントするという形の活動が始まって、今年度は既に500名の方にプレゼントした。今年度、最後までで1,100名の方に登録していただく予定ですというようなお話でした。

第二次計画の取り組みについては、そのような各課の報告をして、次に先ほど報告した第三次の子ども読書活動推進計画について内容を事務局から説明したということになって、そこから少しご意見をいただいたということになります。

推進会議についてはそのような形で、今回は2015年の夏前には行うということで、日程までは決めませんでした。

それから、その他の2点目ですけれども、図書館のリニューアルの現状ということで、今、図書館がお休みしている準備を進めている訳ですけれども、今どこまで終わっているかだけ簡単にご報告したいと思います。

2月12日からお休みに入って、あと1週間ほどで開館になるのですけれども、まずは12日の朝からおとといまでデータの移行作業を行うとともに、その確認作業を行っていました。それと、古い端末を撤去して新しい機器を設置するとともに、職員は新しいシステムを全然いじったことがありませんから、その研修をまず受けたということになります。館内は研修後、その機械を各地域館、中央図書館を初めカウンターに設置、あるいはセルフ貸出機等はカウンターの外に設置しております。

その設置が終わった後、まだ実際に見ている環境は本番の環境ではなくてテスト用のつくったデータの環境ですけれども、それを研修ではなかなかマスターできませんので、職員がみずからやって操作に習熟している、あるいは利用者の方がこんなところは困るのかなみたいなことを頭に描きながら、どうやってうまく説明できるのかということも踏まえた練習を行っております。

あと、鶴川駅前図書館と中央図書館になりますけれども、予約のコーナーの最終的な設置工事、内装工事を含めた設置ということになります。

もう1つ、今まで貸出の無断持ち出しを防止する装置がついていた館、中央図書館と金森図書館と鶴川駅前図書館については、実は資料に磁気テープが仕込んである訳ですけれども、そのまましておきますと、その本を借りた利用者の方がよその図書館へ行って誤作動というか、ある意味作動してご迷惑を掛けてしまうといけないので、テープ自体ははがしませんけれども、その磁気を外す。要するに、貸出状態にする作業をあわせて行いました。これは結構大変な作業だったのですけれども、それをやれば、例えばその本を借りた方が相模原の図書館へ行ってもご迷惑をかけないということになると思います。

あと、今後——あしたからになるのですけれども、今日までで本番データの最終確認が終わって、多分オーケーということになると思うのです。まず、あした、負荷試験の一環

として本番データを使って返却をやってみます。負荷をかけて実際のシステムがどうなのかという検証を行います。その後1日置いて土曜日にしっかり最終確認をとって、3月1日の日曜日から今までたまっている返却ポストに入っているけれども返却できていない分とか、購入したけれども登録していない本や雑誌ということで、開館に向けた準備に入ります。それと並行して、最終的にまた利用者の方がいるイメージのリハーサルを3月3日、4日に行って、5日に開館というスケジュールで今動いております。

ですから、休館中に考えていたスケジュールはほぼ順調に来ているということになっております。

報告は以上でございます。

○山口委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますが、まず1番目で教育委員会の報告です。

まず、第三次町田市子ども読書活動推進計画についてということで、今日黄色い冊子がございます。あと、後から追加で配付しましたが、その他の①に相当しますが、町田市子ども読書活動推進計画推進会議の議事録がございますので、あわせてお読みいただければと思います。

まず、第三次町田市子ども読書活動推進計画の冊子について、また資料1について何かご質問、またご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

この件につきましては、後で会議の報告ということで委員長報告の方でも少し触れる時間をとりたいと思いますので、そちらでも改めてご発言いただければと思います。

○清水委員 学校図書館のことが書かれていたのですけれども、「学校図書館充実ハンドブック」の活用とあるのですけれども、この実際のものを見せていただくことはできるのでしょうか。

○近藤副館長 こちらは今手元がないのが1つと、これは学校教育部がつくっていて、図書館としても資料の協力はしたのですけれども、図書館に余分にあるかどうか確認はできないのです。ただ、事務用に児童担当は持っているはずなので、この場では無理ですけれども、また機会があればと思います。例えば次回に持ってくるとかはいたします。

○清水委員 見せていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、議事録で2枚目の裏側に図書指導員のことについていろいろ書かれています。公募についてのところで、何だかどっちなのだろうという印象を受けるような書き方で、「地域との連携の中で読書活動についても支援していただいていた、という歴史的

な流れも大事にしながら、将来的には学校司書に近づけていくような取組を進めていくことが必要だと思う」ということが書かれているのですけれども、こちら辺のところはどういうふうに理解していいのかよくわからないのです。

○近藤副館長 この会議には私も出ていて、指導課長であったと思いますが、答えている内容がこちらに書いてある訳なのですけれども、何とお答えしていいのか、間違っていたら、また山口委員長にも訂正をいただければと思います。私がそこで聞いていた感じだと、図書指導員としての力量をしっかり持っている人を採用するという考え方も1つあるけれども、各学校はそれぞれ地域との連携の中で指導員さんを採用して運営を行っているので、そういう方向ですぐに切りかえることは難しいようなニュアンスを私は感じました。

○清水委員 ありがとうございます。

○山口委員長 今の件につきまして委員長から補足させていただきます。

私も当日ここに出席しておりまして、後で委員長報告で触れる予定ではありましたが、これは委員さんの中から図書指導員の配置が3月末にならないとわからないという現状があって、そのこのところを含めてどうなのだろうかという質問があったのです。3月末にならないとわからないというのは、雇用されている側としては非常に不安定な状況になる訳ですが、これもひとえに予算との兼ね合いであるということで指導課から説明がありました。

そのことから派生しまして、今の清水委員の質問にかかわる図書指導員の位置づけについてもいろいろと質問が出てまいりました。近藤副館長がご説明なさったとおりでありまして、私もこの件については、やはり隣の横浜市や神戸市などで学校司書を公募するような取り組みもあるので、流れとしてはそうなるのではないかと。文科省も、そういう形で動いていますので、今後はそうなるだろう。それについてどうなのかということで質問をした訳ですけれども、やはり町田市の場合は従来の地域との関連性ということを重視すると変わらざるを得ないだろうけれども、現状を維持するというようなニュアンスです。ですので、そのこの切りかえがなかなか難しい。特に現場の校長先生にそこを委ねられてしまっているから、なおさらなかなか現場としてもおつらいところがあるのかなという雰囲気はありました。

ただ、この問題については横浜市が今どんどん進めていまして、実際に効果が出ているということを神奈川新聞が積極的に取り上げたりしておりますので、将来的にはそうなっ

ていくものだろうと意識しています。問題はどこで切りかえるか、そのときに若干問題があるのかなということです。そういうことがちょっと話題として出ていました。

○伊藤委員 現場の立場から、町田市内で今まで2つの学校に勤めております。それぞれの学校での図書指導員さんの採用というか、お願いについては本当に地域密着型という形だったと思います。1つの学校は、もともと読み聞かせですとか、そういった形でボランティアとして学校にかかわっていただいていた方を図書指導員という形でお迎えしているという状態です。

そして、1つの学校に3名お願いしているのですけれども、例えば1人が都合が悪くなったというときに、もう1人はどういう形で補充するかというと、その指導員の方のお知り合いに声をかけていただくとか、そんな形で次の方をお願いしているということで、地域とのつながりというのはかなり強いのではないかとこのころです。

もう1つの学校につきましても似たような形なのですけれども、そこに町田市が採用しているボランティアコーディネーターとあって、地域の方と学校でやりたい教育活動、これは図書館活動だけに限らず、いろいろな体験活動もそうなのですけれども、そういう方をお願いをして、1人今度かわらなければいけないのだけれどもどうでしょうか、いらっしゃいますかという形で地域の方に声をかけていただいて見つけてきていただいているという状態ですので、まさにこの答弁にあった地域とのつながりを大事にしながらというところまで進んでいるのが私の体験している学校の現状になってくると思います。

○山口委員長 ありがとうございます。

子ども読書活動推進計画についてはどうですか。

○鈴木委員 おはなし会のことが、子どもが本と出会うきっかけづくりということで10ページにも、その後のところにもそれぞれのところでもう少し詳しく載っていますが、このおはなし会をする者たちというのが、私たちの柿の木文庫の例で言うと、10ページのところだと図書館でのおはなし会と地域子育て相談センターでのおはなし会、その次の学童保育クラブ、子どもセンターでのおはなし会というこの3つにかかわってしまして、そのほかのところも多分ボランティアの人が入っているのではないかと思うのですけれども、今、図書館のボランティア養成講座は限定で1年に10名で、その人たちは必ず図書館のおはなし会にはボランティアとしてかかわるよというのが講座を受けるときのあれなのです。それ以外のところは、その方たちがかかわるかどうかは別の話なのですけれども、全体として養成される人数が少ないのではないかと思うのですね。

おはなし会をする場面がいっぱいありながら、それを育てる場がないというか、それぞれ各文庫とかおはなし会に任されていて、NPOまちだ語り手の会は、その中で養成の講座なども持てたりしていますけれども、柿の木文庫などですと実際の活動の中で、みんなでふだんの活動でお互いに意見を言い合ったり、練習を聞き合ったりしてスキルアップをするしかなくて、なかなかメンバーも増えにくいし、そのほかの地域もどうなっているか詳しくはわからないのです。

これだけ基本目標におはなし会をどこの部署もみんな置いていらっしゃるので、もう少しその辺にもちゃんと配慮しないと、これは目標だけで、あとは各ボランティアにお任せしますみたいな感じだと、ボランティアの方は結構大変になるのかなと思うので、もうちょっと全体として図書館もかかわって、そういう人たちを養成する場を持っていただくと、この推進計画も無理なくできるのではないかと思います。

○山口委員長 ありがとうございます。おはなしボランティア養成講座というのは、図書館がずっと取り組んでいる事業の1つですけれども、そこで年10人というのは少ないのではないかというご指摘ですね。

○鈴木委員 前はもう少し多かったと思うのですがけれども、今ちょっと減っているんですね。

○山口委員長 これは私から確認ですが、年10人というのは、要するに10人に限定をしているのか、それとも応募する人がそうになってしまっているのか、これはどちらですか。

○鈴木委員 現実に落ちているのです。

○近藤副館長 人数の制限、10人程度というのを設けているのも事実ですけれども、正直こちらの宣伝不足もあるのかもしれませんが、応募もそれほどない。今、鈴木委員のおっしゃった今の図書館でやっているボランティア養成講座は、図書館で活動してもらうというのを前提でやっていると、もしかしたらそれが制約でできないと思っている方もいらっしゃるのかもしれないのです。

だから、それはそれで1つボランティアを養成する講座は大事なことですけれども、今、鈴木委員のおっしゃったように、要するに図書館の活動にとらわれず、地域だけでもいいから——地域だけという言い方もあれですけれども、地域でボランティアの活動はやるけれども、図書館までは出向けないよというような方も拾うというか、裾野を拡大するような考え方が、図書館だけで仮にできなくても、これもまたボランティアの方をお願いすることになるのですけれども、一緒にみたいなことも含めて、ここには具体的なことは

そこまで言っていませんけれども、載っていないからやらないということはないので、そういうお話も受けながら検討していきたいと思います。

○山口委員長 おはなし会をボランティアでやるとしても、一定の研修を受けないといけないのだということは私もよく聞かされておりますので、恐らくおはなし会は図書館だけではなくて、学校その他もございますから、そういうところでやる方たちもまとめて研修ができるといいと思うし、もう1つは、それを図書館でやれば、図書館にはおはなし会のネタとなる本がありますから、それとあわせて図書館を活用しながら、図書館を宣伝してくれる語り手を養成できるのかと思います。

ですから、今、副館長がおっしゃったように、図書館にとらわれないで広げていくという考え方を今後持てるといいのかと思います。そうしないと、NPOとか文庫などで養成をしようといっても限界があると思いますし、全体で把握できる方が恐らく活動する人も将来的に活動しやすくなるのではないかと思います。そういうこともぜひ協議会で今後ともフォローしていきたいと思います。

○鈴木委員 前は公民館であったりもしたので、図書館だけするのは大変だと思うので、そういう公的なところとも連携を組みながら何かしていただければ、それとか地域も、中央館の場所だけではなくて、もう少し地域的にもいろいろなところで、毎年ではなくても、今年はここでというふうにすると、その地域でのボランティアも育つのかと思います。

○山口委員長 今、生涯学習についても別に会議が動いていますけれども、やはりそちらでも生涯学習の場を、例えば今、生涯学習センター、中央公民館、あそこがもともと公民館なので念頭として置かれるようですけども、むしろそこにとらわれないで、各地域ごとで自発的にいろいろな活動が出て、生涯学習センターはそれを統括するような捉え方がいいのではないかという意見も出ております。

基本は公民館が足りないということが大きいのですけれども、それを今さらつくるという訳にはいきませんし、待っている時間ももったいないですから、もっと地域で——今、鈴木委員のおっしゃったことなどは非常に重要だと思うのですね。ただ、生涯学習審議会では、おはなしボランティアの話は出ていませんでしたので、ぜひ今の話はあちらでちょっと触れておきたいと思います。

○鈴木委員 よろしくお願ひします。

○山口委員長 子ども読書活動推進計画についてはよろしいでしょうか。

では続きまして、教育委員会報告の2番目の町田市立図書館貸出停止等事務取扱要領の制定について、こちらについて何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○鈴木委員 近藤さんのおっしゃった行政処分から変わったというところが、これが今度は行政サービスの中の要領になるのか、その辺の説明が余りよくわからなかったのですけれども。

○近藤副館長 図書館の資料を市民の方に利用していただく訳ですけれども、従来は貸出を停止するというのを行政処分として捉えていたということなのです。ですから、行政処分は、この場合で言えば、変な話、図書館が勝手にやる訳にはいかないのです、きちんと相手方にも、どういう理由で返却できなかったかみたいな弁明をする機会を与えたりみたいなことで、正直事務処理が割と繁雑だったのですね。

ただ、その後、よその図書館の事例などを見ていきますと、そういうやり方をとっていると、最初のころはあったのですけれども、どんどんなくなってきて、例えば20日間延滞したら貸出停止とか、そういう流れが今来ていますので、町田市も貸出という行為は利用者の方とこちらの図書館とお互いに2週間、10冊貸し出しますよという理解の上に、契約の上に貸し出しているみたいな考え方に立っていきましようということになりました。ということで、行政処分から離れた形の処分の規定を設けたということです。

○鈴木委員 要領があれば、要領に合わないことがあったら処分ができるということですね。

○近藤副館長 具体的には、さっき言った42日を超えた場合は、次の本の貸出をしないとかということになりますね。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○山口委員長 この件についてはよろしいでしょうか。

では次に、その他の事項です。第8回町田市子ども読書活動推進計画推進会議につきましては、今、計画とあわせて議論も出ましたので、こちらでは2番目の図書館リニューアルの現状について、プリントが1枚資料としてありますが、これについてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

基本的な工事を伴うような作業というのはもう既に終わってしまった訳ですね。

○近藤副館長 工事というか、大規模なものはもう終わったということで、例えば館内のサインとか、その辺は今もやっています。

○山口委員長 わかりました。そうすると、これから開館に向けての準備に時間がかかっ

てくるかと思えます。システムを変えるというと、私もかつて2回ほど経験がありますが、半年ぐらいはなかなか落ち着かなかったと思えますので、いろいろ大変かと思えますけれども、ぜひ利用者サービスの向上に向けて取り組んでいただければと思います。特に作業が立て込むと、恐らくかなり時間外労働も多くて現場の方々も大変かと思うのですけれども、どうぞよろしくお願ひします。

この件につきましてはよろしいでしょうか。

○近藤副館長 1点だけ追加で済みません。リニューアルで、3月5日からオープンということの説明をしたのですけれども、耐震工事で休館していた木曾山崎図書館もあわせて3月5日オープンで最終的に追い込みでやっています。耐震工事自体は終わって新しい端末の設置等をやっていますので、その予定でいきます。

○山口委員長 ありがとうございます。

それでは、図書館リニューアルの現状についてという項目についてはここまでにしたいと思えます。

引き続きまして委員長報告なのですが、先ほど1月27日の第8回町田市子ども読書活動推進計画推進会議につきましては副館長からも報告がありましたし、また議論もある程度進んでしまいましたので、特に私から大きな報告事項はございません。

ただ1点だけ、情報交換のところで私立幼稚園協会から選出された委員から、町田市の幼稚園の読書活動の実情についてアンケートを昨年7月になさっておりまして、それに対して全部で22の幼稚園から回答を得たということで、手元に簡単な結果報告書といえますか、数値を書いたプリントをいただいてまいりました。お配りするものがないので申し訳ないのですが、ざっと傾向だけお話ししておきます。

例えば「幼稚園で読み聞かせを行っていますか」という質問に対して、「毎日行っている」というのが22園のうち16園ということなので比較的多い訳ですが、一方で週に何回行っているかというので「週3回」が3園、「週4回」が1園、「週2～4回」が1園で、1カ所は月に2回ぐらい。だから、やっているところとやっていないところは大分差があることは事実ということになります。ただ、比較的やっているところは多いということになります。

もう1つ、これは今、私どもの方で議論しているものと関連があるかと思うのですが、「幼稚園で読み聞かせをしているのは誰ですか」というので、複数回答ということですが、「職員がやっています」というのが22園中22園、だから全て職員がやっているという

ことです。そのほかに保護者で「お母さん」というのが4園、「お父さん」というのが1園、あと「無償ボランティア・読み聞かせの会等」というので、ここが具体的にどこの組織かまでは確認できないのですが、2カ所という具合です。あと、その他というので、業者がやっているというのもありまして、こどものとも社から来ているのが2園です。あとは小・中・高校生が参加していますという幼稚園もあります。あと、私は実態がよくわからないのですが、絵本コーディネーターが1カ所、あとは紙芝居や絵本作家の人がやっていますというので、やはり幼稚園によって大分その内容も幅もあるようです。ただ、圧倒的に職員がやっているということです。

もう1つ、「保護者に向けて啓蒙活動を行っていますか」ということで複数回答ですが、「積極的に本の紹介を行っている」というのが7園、「機会があれば本の紹介」というのが10園、「特に紹介はしていない」というところが3園、「積極的に読み聞かせを薦めている」というのが7園、「機会があれば読み聞かせを薦めている」というのが10園というぐあいです。ですので、全体として読み聞かせの啓蒙活動はしているということになるのでしょうけれども、やはり園によって積極的である、またはそうではないという差があります。中には、毎週金曜日に子どもが選んだ本を貸し出して一緒に読むことを薦めている。恐らく幼稚園の中で持っている蔵書を園児に貸し出しているところもあります。

4番目、「保護者に園を通して本の交流をしてもらっていますか」ということですがけれども、これは大分幅がありまして、「学習誌を全員に購入してもらっている」というところが8園、「物語本を全員に購入してもらっている」というところが9園、「希望者に限り購入」が13園、「購入してもらっていない」というのが2園ということです。恐らくこれが保育園になるとまた全然違うデータになるのだらうと思います。

5番目に、「子どもが自由に読める本の置き場所はどこですか」、学校で言えば学校図書館になります。そうしますと、全部のところがまず保育室に置いてある。だから、園児がふだん過ごしているスペースの中に置いてある。それにプラスして13園では図書コーナーを設けているということです。ですから、保育室とはまた別にそういう場所があるということだと思います。あと、その他というのが1カ所です。自由に読める本が置いていないというところはゼロですので、やはり手に取れる場所に置くということは配慮しているようです。

6番目に「図書館を利用していますか」——要するに公立図書館ですね。「園として利用している」というのが2カ所ございます。そのうち1つは預かり保育の中で企画してい

る。「職員が個人的に利用している」のが16園、個人的にというのは、恐らく園で読み聞かせ等で使う資料を図書館に探しに来るとのことだと思います。あと、「全く図書館を利用していません」というところも5カ所あるようです。理由などを調べると、もう少しこのデータの意味が出てくると思うのです。

7番目、「園内で絵本についての勉強会をしていますか」というので、「定期的に行っている」というところが2カ所、「たまに行っている」というのが8カ所、「行ったことがある」というのが1カ所、行ったことがあるというのですから1年に1回あるかどうかということだと思います。そして、「行っていない」というところが11カ所、ですから、本は設置し、機会は提供するようにしているけれども、絵本についての勉強、本についての勉強——職員側でしょうね。それは半分ということになるのです。

最後に、「幼稚園の本は誰が選んで購入していますか」というので、「園長が選んでいる」というところが18カ所、複数回答ですので、それから「職員が選んでいる」のが19カ所、あと「業者に任せている」というところも5カ所あります。ですから、圧倒的に幼稚園の園長、職員が選んでいるということですので、そういう人たちに本当は絵本の勉強、知る機会が提供されていくといいのかなとは思っています。

こういう情報を私立幼稚園協会からいただきました。もちろん、このデータに入っていない部分もまだまだある訳ですが、一定の傾向はつかめるのだらうと思います。これにつきましては、後でまた委員の皆様にはお配りしたいと思います。このような情報提供などもございました。

よろしいでしょうか。

引き続きまして、生涯学習審議会について報告をします。

前回の図書館協議会以降、スケジュールの関係で生涯学習審議会は1回ございました。そちらでは、前回の審議会と継続しまして、町田市における生涯学習について、今までいろいろな活動についてのヒアリングをしてきたことについて、今度は審議会の委員の中で生涯学習のイメージについて話し合いをしましょうということで2回時間を費やしました。

結論から言いますと、まだまとまっていません。3月にこれから目指すべき生涯学習の姿ということでイメージをまとめていくことになっています。前回まで話し合いをして、委員さんたちの感想を最後にざっくばらんに話してもらった訳ですが、やはり共通していたのが社会教育とか生涯学習という言葉が使われていますけれども、そういう概念で捉えら

れなくなっているのではないか。つまり、学習とか教育ではなくて、いろいろな活動がつながってくる。その根底には、地域の問題は地域で解決するというときに、生涯学習が役に立つのではないかという発想があるようです。これについては、決して全委員が同じ考え方という訳ではありません。

ただ、従来、生涯学習というと、例えば60歳なり65歳なり、リタイアしてからの余暇を充てるようなイメージというのが非常に強いですね。でも、現実にはそうではなくて、現役世代から、またもっと若い世代から地域と関連性を持ちながら、さまざまな問題解決をしていく必要性は出てくるだろう。そういうことも視野に入れなければいけないというような話が今出ています。

また一方では、お隣の相模原との共同ですが、さがまちコンソーシアムのような大学と地域をつないでいく中で、若い世代——学生を地域とどう結びつけていくかということも、また町づくりという観点から見てもいいし、学生たち、若い人たちからすれば、社会とのかかわりというのは単に仕事だけではなくて、地域社会とのかかわりというのを意識したりしていく機会にもなるのではないか、そのような意見が出ていました。

その一方でもう1つは、町内会などで行政側は市民に情報を提供しよう、把握しようとする訳ですが、町内会・自治会の組織率が55.4%ということで決して高くはございませんので、逆にいろいろなチャンネルを使って必要な人に必要な情報を必要なときに提供するというのも大切ではないかということも意見として出ておりました。

そのようなことを含めて、3月に次の審議会がございますので、そこで一定の意見の集約をして、それ以降は、今度はほかの自治体等で先駆的な事例があれば、実際に視察も含めて調査をしようということで今進めております。

私からの報告は以上でございます。

あと、生涯学習審議会でも、図書館の活動についての報告もありまして、まちだとしょかん子どもまつりについても事務方から報告がございましたが、私からもチラシも含めて全委員に報告を上げておきました。

委員長報告につきまして何かございましたら、よろしく申し上げます。

子ども読書活動推進計画については先ほどある程度議論が出ていましたので、特に質問は余りないかと思うのですが、生涯学習審議会は、まだ結論というか、まとまった考え方が出ておりませんので、できれば次回あわせてご意見をいただければと思います。

あと、先ほど出てきましたボランティアの養成の件ですね。これについては、ぜひ次回

の会議のときに提案はしておきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○清水委員 先ほど委員長がおっしゃっていた幼稚園の読書の件ですけれども、このほかに学童保育クラブでの読書とか、そういうものは何か報告とかはありましたか。

○山口委員長 それはありませんでした。幼稚園の方は町田市私立幼稚園協会です。ですので、私もこれを聞いて、これが保育園だったらどうなのだろうかとか、あと、今、清水委員がおっしゃったように、学童保育クラブも、ある意味では本を置いてある学童保育クラブもございますし、そのところをどうするのかなという問題は当然あります。ただ、それは把握している部署はないのかと思うのですけれども、これは図書館側でも把握されていないですね。

○近藤副館長 図書館でも、先ほど委員長から紹介にあったような内容について、保育園とか学童保育クラブの活動までは把握しておりません。ただ、以前お話ししたと思うのですけれども、多摩の図書館の児童サービス委員会で、例えば市域の保育園なども含めて、おはなし会とか、そういった活動について調査しているので、先ほどのものとはレベルが違いますけれども、その調査がまとまれば、もしかしたら参考になるかもしれません。

○中林委員 今、清水さんから学童保育クラブのことが出ましたでしょう。私も、それはすごく気になるのです。学童保育クラブに行っている子どもたちは1年生から3年生までです。学校の中ではきちんと目が行き届いていても、学童保育クラブで担当している方というのはやはり数が限られてきます。

私も息子が2人学童保育クラブにお世話になったのですけれども、学童保育クラブの先生方はすごく一生懸命やっけていらっしゃるし、今は状態も変わったかもしれませんが、子どもたちはまちまちなので、いろいろなクラスとかいろいろな学校、だから、1つの学校で統制がとれて指導するという状況はない訳です。いろいろやってきた子どもたちを時間まで、親がいない間、安全を確保しながら見る、そういう意味では非常に責任の重い仕事だと思うのです。どうやって過ごさせるかということは、学童保育クラブの先生方にとっても大変深刻な問題だと思うのですが、できれば今、学童保育クラブが増えていきますから、学童保育クラブで図書館がどうかかわってくるかというのを検討していただくとすごくありがたいと思うのですね。

私の子どもが行っていた当時は、2つ、学童保育の本がありまして、子どもたちも大き

なくなったので使っていた本を必要かどうか伺いましたら、とても欲しいと言ってくださって利用していただいたのです。子どもが学校から「ただいま」と学童保育クラブに帰ってきて本があると、昼に寝転んで本を読むのです。でも、少なくとも家に帰るのと違いますから、何をしてもいいような自由に本を読めるとか、そういう時間があるというのはとても大事だと思うのです。それをもし取り上げていただけると、親御さんもすごく安心だし、子どもの事故が最近多いですから、そういった点と、それからもう1つ、子どもの情操面で、二、三時間ありますから貴重なこと。

といいますのは、学童保育クラブでいろいろ宿題をやってしまうらしいのです。この間、孫が——別の自治体ですけれども、遊びに来ましたときに、お茶をたててくれるというのです。なぜかと思いましたが、学童保育クラブでお茶の先生を呼んでくださって、お茶のたて方を教えてくださったのですね。それですごく興味があってお茶をたててくれたのですけれども、そういうあれからいけば、それこそ今、文部科学省が志向しているような日本の伝統を重んじるというものに沿ったものというのは、学童保育クラブの時間とか、そういったことでもできるものなのだなと実はいたく感心したのです。

子ども自身がお茶というものに非常に興味を持って、まだ3年生ですが、お抹茶がおいしいと言っていますから、そういうあれからいくと、子どもの学校を離れてからの過ごし方というのも、いろいろ対応があるのだなという気がします。読書については、図書館で取り上げていただけるとすごくありがたいです。

○山口委員長 ありがとうございます。私も子どもが2人、学童保育クラブと保育園とお世話になりましたので、学童保育クラブの状況はよく存じ上げております。ただ、学童保育クラブも学校の敷地内に併設されている学童保育クラブとそうでないところで状況が少し違うかと思うのですね。あの二、三時間というのは、学年が上がれば過ごす時間が減りますけれども、1、2年生はかなり長い時間を過ごすこともありますから、そういうときに自由に本を選べるという環境があると、それはそれでいいのかと思います。

学校図書館は、残念ながら放課後いつまでもあいているという状況はなかなかございませんから、そういう点で学童保育クラブも実はそういうきっかけづくりの場所にはなるのだらうと思うのですね。ただ、どこの職員も限られた数でぎりぎりで行っている感じですから、それこそ団体貸出のような形で現実に本が供給されるような仕組みがあると大分学童保育クラブの中も変わるだらうと思うのです。

○鈴木委員 今、柿の木文庫では、月に2回の水曜日は2つの学校の学童保育クラブが来

ているのですね。私たちのところは30人入らないぐらいなので、一番近い小学校は120人ぐらいいるので、1年間に2回しか来られなかったりもするのですけれども、来たときは本を借りて、たくさんだと先生も大変なので、1人1冊ぐらいの感じで行って、前はその子が2冊借りて行って、それを家に持ってかえていたのですけれども、そうすると、なかなか持ってこないで返せないという問題があって、今は借りていった本を学童保育クラブに置いているのです。なので、ほかの子も読んで次のときに持ってくるというので、長期貸出というか、1カ月ぐらいの貸出をしているのです。10冊から20冊ぐらい一度にみんなまで借りていくので、少しはそれが役立っているかなと思うのですけれども、そのほかに学童保育クラブは団体貸出はしていないということですかね。

○近藤副館長 ちょっと記憶なのであれなのですけれども、例えば移動図書館がたまたま行くようなポイントのそばに学童保育クラブがあったりすると、先生が連れてきて一緒に本を借りたり、あと先生が読み聞かせのために団体で借りていただく例もあります。移動図書館以外でも、そのようなことがどのくらいあるかというのは今は資料がないのですけれども、その辺も利用されているところとされていないところ、したいけれどもできない環境なのかというのがあります。その辺もしっかり押さえていく必要があるのかと考えております。

○鈴木委員 団体貸出に登録すれば、学童保育クラブのところも貸せるということはある訳ですね。

○近藤副館長 それはそうです。

○山口委員長 昔、町田市地域文庫は、それこそ図書館がバックアップする形で発展していった。浪江さんが活躍されていたころですけれども、そういうものがありますから、地域文庫も今も重要だけれども、学童保育クラブというのも、ある意味では新しい形の地域文庫と考えると、子どもたちに本を届ける手段としては有効ですね。あと、それと学校図書館がうまく機能できれば、1週間のかかなり長い時間帯で子どもたちは本に触れるチャンスがあるということになりますね。

子どもだけで最寄りの図書館まで行ける場所に住んでいる子というのと相当限られると思うし、遠く離れているときには、むしろ子どもの安全の面から、それは推奨できないというご意見も前に校長先生からお伺いしたことがあります。それもごもっともですので、そういう意味では近くにそういう場所がどんどん普及していく方がいいと思うのですね。そのためには一体何が必要なのかとか、どういうことを調べなければいけないのか今後の課

題だと思うのですけれども、それはぜひ考えていくべきことだと思います。

○鈴木委員 子どもたちが本を読むチャンスとして、家にいると必ず本に向かうかどうか分からないけれども、学童保育クラブだったら、ほかには遊びに行けなくて、そこの中でしか遊べない環境の中だったら、読みたい本があれば結構続けて読んだりということもできるでしょうから、すごくいい場所なので、図書館が協力して何か借りやすい、この本が欲しいとなったら届けてもらえるようになっていけば随分いいのではないかと思います。

○山口委員長 今日配付していただきました「第三次町田市子ども読書活動推進計画」の後ろの資料のところに統計が載っているのです。図書館の出ている話題と関連するならば、42ページのQ1__1「この1か月間で読んだ本は何冊ですか」というのを見ると、小学校の1、2年生は圧倒的に多いのです。もちろん、字数が少ないという問題もありますけれども、多いですね。触れる機会があれば、それだけどんどん触れるだろうし、逆に学童保育クラブに行く世代というところのあたりです。3年生になると学童保育クラブはぐっと減ってくるのです。ですので、こういうときに学校も、学童保育クラブも本があると、かなり子どもたちにとってはいい環境がつかれるのではないかと思います。あくまでも数値上の参考意見ですけれども、そんなところもお話してみたいと思います。

○清水委員 今の話を出したのは、子どもまつりのときにも、小学校の子がなかなか図書館に来てくれないというお話をよく聞いて、おはなし会にも、小さい子は来るのだけれども、小学校の低学年の子たちは、おはなし会の時間に間に合わないということもあるし、なかなか来てくれないということがあったのです。学童保育クラブだったらみんなそろって来られるような場所もあるのではないかとということもあって、学童保育クラブといい結びつきをしている図書館があるのかどうかという思いがあったのです。

それから、それとは別に本に触れ合う場所ということで、学童保育クラブでおはなし会をやっているかどうかということも調べていたのですけれども、もちろんやっているところもあります。ただ、学童保育クラブ全体として調べるのはとても難しかったです。指定管理になっていたりして、どこの部署に聞いたら学童保育クラブのことがわかるのかというのもなかなかわからないような状況だったのです。ただ、学童保育クラブは午前中のあいている時間を開放して、小さい子向けにおはなし会をやっているようなところもあるので、学童保育クラブのことももう少し把握していった方が良いのかなという思いがありました。

○山口委員長 これは図書館協議会のみならず、むしろ町田市子ども読書活動推進計画推

進会議ですと、かなりほかの部署との関連性があるので、そちらが主導で把握してもらおう
といいのかと思うのです。でも、学童保育クラブに関しては子育て支援課ですから、たし
か推進会議ではメンバーに入っているのです。管轄が分かれてしまう訳ですけども…
…。

○鈴木委員 ここには児童青少年課と書いてあるけれども、それとは違うのですか。

○山口委員長 子育て支援課は保育所の方ですね。

○鈴木委員 学童保育クラブは児童青少年課となっています。

○山口委員長 児童青少年課ですね。ですから、そちらとの枠を超えた連携、生涯学習審
議会でも枠を超えたということがよく言われていましたけれども、そういうところを押さ
えていかなければいけないのかと思います。

○久保委員 今、清水さんがちょっと言ったのですけれども、子どもまつりで今回、子ど
もが本と出会う場所をできるだけ詳細にマップに落としていこうということで、図書館の
担当の方も移動図書館が来る場所とか、図書館で把握できることをきちんとチェックして
データをちゃんとおろしているのです。それを見て子どもまつりの実行委員が、それに欠
けているところをフォローしていくというステップで、去年はそこまでやらなかったのだ
けれども、今年は取り組んでいるので、そういう新しい取り組みがまた1つステップにな
るのだろうとっていて、少しずつ本当に欠けていることとか、そういうものが見えてく
ると、また次に行けるかなというので、すてきな子どもまつりの取り組みだと私は思っ
ています。

○山口委員長 それは今年の子どもまつりで公開される訳ですね。

○清水委員 はい。

○山口委員長 わかりました。

以上、よろしいでしょうか。

それでは、次第のその他の事項になりますが、学校図書館の現状について、これは前回
から継続して地域文庫のおはなし会または団体貸出について議論を進めてきておりまし
て、各部署の状況をまず知ろうということで委員に報告をお願いしております。今日は学
校図書館ということで清水委員にご報告をお願いしております。

それでは、清水委員、お願いします。

○清水委員 町田の学校図書館の現状についてお話をすることなのですけども、
先生の前でお話しするのも何だか大変恐縮なのですけども。

いろいろなときに学校図書館のことについてお話しすることがあるのですが、学校図書館についてなかなかイメージが共有できなくて、こちらの思いが伝わらないというのをいつも感じています。それはなぜなのかなと思ったときに、一番最初に書いた「あなたの学校図書館のイメージはどんなものですか？」ということなのです。自分の出身した学校の学校図書館のイメージ、どんなものだったのでしょうか。学校図書館という言葉を使っていましたか。私は図書室という名前で記憶してしまっていて、学校図書館というのは、図書館、学校、何っ？と思ってしまったのは私も同じです。

私自身、高校まで図書室があった記憶はあるのですが、そこに司書の先生がいるとか図書館の方がいるという記憶はありません。図書館もほとんど使っていませんでした。公立図書館も近くにはなかったのも、私が本に触れたのは自分の家の本と、それから本屋さんで立ち読みをするような、あと祖母のところに行ったら貸し本屋さんで漫画を借りるとか、そんな記憶でした。それが当たり前だとは言いませんけれども、多くの方がそんな感じの記憶をお持ちなのではないかと思います。これが学校図書館を経験した大人が少ないという日本の現状なのではないかと思います。

図書室というのは学校にある、それは皆さん共通に認識できるのですが、そこで本を借りたこともある、それも大体借りたことぐらいはあると思うのです。でも、そこで授業を受けた経験があるとか、相談に乗ってもらった経験があるとか、そういうことになると、うん？というふうを考え込んでしまう方は少なくないと思います。なぜこういうふうになったのか、それは学校図書館が歩んできた歴史とかかわりがあるので、町田の学校図書館という前に学校図書館の歴史をざっとお話ししたいと思います。

学校図書館法というのがあります。学校図書館法というのが1953年に制定されています。まだ私でさえ生まれていないときです。この法律ができた背景というのは、戦後、アメリカの教育理念に影響されて、図書館というのは学校の中でも大切なところなのだよ、かなめなのだよという理念があって、それで学校図書館法をつくらなければということで作られています。

できたときに、バカヤロー解散があったとか何とか、そこら辺はよくわからないのですが、1953年に学校図書館法が制定されています。この学校図書館法はなかなかすばらしくて、目的として「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする」というように、学校教育にとって図書館は大切なのだよということをおっしゃっていますし、定義で

も子どもと教師が使うための設備だということが言われています。

そして、第3条には「学校には、学校図書館を設けなければならない」と規定されています。だから、学校図書館は、図書室という名前ではあったかもしれませんが、どこの学校にもあるということだと思います。

第4条には、学校図書館の運営として、ここにはもう既に学校図書館はこんなふうに見えるのだよということがかなり細かく出ています。「資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること」「図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること」、三には「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと」、いろいろなことができるのだよということを言っています。

四では「図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと」、指導する機関でもあるのだよということを言っています。

五、ここもすごいなと思うのですけれども、「他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること」と書かれています。

さらに、2項では「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において一般公衆に利用させることができる」ということ、いわゆる学校図書館の開放もできるのだと言われてしています。

第5条では、司書教諭ということで「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と書かれています。

あと、第6条、第7条は、設置者や国の任務なのですけれども、第5条で学校図書館に専門的職務をする人が必要なのだということが書かれています。それは司書教諭ということで、教員で司書教諭の資格を持っている人が司書教諭になれる訳ですけれども、司書教諭を置かなければならないとされています。ただ、この法律が制定されたときに、附則第2項で司書教諭については「当分の間」置かないことができると定められてしまいました。「当分の間」がそのままずっと40年ほどほったらかしにされていたのです。でも、その間、学校図書館を使おうという人たちはいた訳で、地域によって、また学校によって、自分のところで図書館に人を置いていたところ、または専任の司書教諭を配置した学校もありました。東京都なども専任の先生がいた時代があるみたいです。

ただ、専任の司書教諭というのは、授業をしなくて図書館にいなければいけないので、先生にとっては別に図書館の先生になるつもりで入った人ばかりではなく、子どもたちの前で授業をしたい訳ですから、幾ら司書教諭の資格を持っていると言われても、図書館に

ずっといるのは不本意だというような思いもあったようで、この専任の司書については余り先生の方から私がやりたいというような積極的な話には進んでいかなかったと聞いています。

先生たちは授業をする、そして学校の中でいろいろな計画を立てたりするのであれば、学校図書館の事務的なことですか、専門的なことをする職員がいなければ、学校図書館は動かないということで学校図書館担当職員というような形でいろいろな地域で、いわゆる学校司書が入っていったという経過があります。

1980年くらいになると、学校図書館担当職員、学校司書が入ることによって、図書館を使った授業ですとか取り組みでいろいろな成果が上がってきて、実践報告などが出て、こんなにあるのだよ、こんなことができるのだよということで上がるようになりました。

ぜひ学校図書館を充実していかなければいけないというような機運が上がってきたのが2000年に近くなったころだったと思います。そのときも、やはり学校司書というような言葉は法律には入っていませんでしたので、それぞれできる範囲で学校図書館担当職員というのが、ボランティアであったり嘱託であったり、いろいろな形で入っていったと思います。

2000年に入りますと、読解力が注目されたとか、文科省が主導して教育の中で学校図書館を活用することが重要なことであるということになっていき、2009年には子どもの読書サポーターズ会議が1年間いろいろな討議を重ねて「これからの学校図書館の活用のあり方等について（報告）」というものを出版されています。この中には学校図書館の機能ですとか役割ですとか、それから学校図書館法には書かれていませんけれども、学校司書というのがどうしても必要なのだということがうたわれています。

2013年には、これも文科省で学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議を設置しまして、ここでもいろいろな討議を重ねて、翌年に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」というのが発表されました。

この概要をその次のページに取り上げています。この中では、学校図書館の役割は読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能、今「まちだの教育」などにも書かれていますけれども、そういうものが学校図書館の機能だと書かれています。さらに、心の居場所ですとか、それ以外のところにも役割があるということをやうたわれています。

す。

この報告ですけれども、これを読んで私もびっくりしたのです。というのは、この報告は学校司書の役割がものすごく大きくて、えっ、こんなにできなければいけないのかと正直思うような内容でした。でも、これができなければ、学校図書館を活用することはやはり不可能だと思います。今すぐこれが全てできるようになるということはないと思いますけれども、これを目指していかなければいけないのだなと私は理解しました。

この報告が出されたのが2014年3月だったと思うのですけれども、その同じ年、昨年6月に学校図書館法の一部改正案が成立し、学校司書という言葉がついに学校図書館法の中に盛り込まれました。第7条に学校司書というのが入っています。今年の4月から施行されます。2000年になってから学校図書館の内容ですとか要求されるものがとても大きくなっていて、文科省主導でお金がつくようになったりとか、いろいろなところで進んでいるのです。

では、町田市はどうかというのが次なのです。町田市の学校図書館ですけれども、20世紀というか、1999年に図書指導員が入るまでの学校図書館は、中学校などだと学校が荒れていたような時代でもあって、鍵が閉まっていて、あけると古い本がとにかくいっぱいあって汚い、使われていない。図書委員会などがあつたので一部は使っているのですけれども、授業で使うには本がないとまず先生はそういうふうにおっしゃいます。本がないから使えないというふうにおっしゃっていました。

そんなところだったのですけれども、町田市でも学校図書館を活用しようということで、1999年には図書指導員がモデル校、小学校2校、中学校2校に配置され、人がいる図書館が初めて町田市でも実現しました。2001年には2分の1の学校に図書指導員が配置され、翌年の2002年には全校で配置されました。ちょうど私も、この全校配置されたときに図書指導員になったのですけれども、そのときは本当にやることだらけで、お掃除から始めて、配架から始めて本当にいろいろなことをさせていただきました。

このときの町田市の図書指導員の待遇ですけれども、1週間に4日、1日4時間、1日2,000円で、1年間140日、身分は有償ボランティア、資格要件はありませんでした。学校裁量で校長が採用するという形で、もちろん公募ではありませんでした。この状態で、この有償ボランティアという文字を見ると、何とも不思議な、何と言えがいいのだろうというような気持ちになりまして、本当に中途半端なのです。

職員ではないし、無償のボランティアではないし、先生たちの中でも、この図書指導員

をどう扱っていいか、どう接していいかわからないような状態がずっと続きまして、先生によっては一緒にやりましょうねと積極的にかかわってくださる先生もいらっしゃいますが、適当にやっておいてというふうな先生もいらっしゃって、私たちはそのころ、職員室にももちろん席はありませんし、職員会議に出ることもありませんし、生徒の情報をほとんど教えていただけないということが続いていました。

でも、図書館というのは、学校の先生がそこにいる訳ではなく、指導員がいるところなので、教室に居にくい子、教室でちょっと息が詰まってしまうような子が図書館にはよく来ました。そのときに、そういう子たちが何をする訳ではないのですけれども、いつもの授業のときのお友達とか、そういうところからちょっと離れて図書館に来て、また戻っていく。そのときに、いろいろな会話とかもする訳なのですけれども、私たちは何も生徒の様子や状況を知らされていないので、とても困った覚えもあります。

この子はどういう状態で来ているのかというのを知らされていないので困っていたのですけれども、だんだんやっていくうちに、その後もずっとという訳ではないのですけれども、2年間ほど、新学期が始まるときに先生たちが子どもたちの注意しなければいけないところを皆さんで確認し合うような会議があるのですけれども、そのときに一緒にいさせていただいて、この子はこういうところに気をつけてほしいのだという話を一緒に聞いたことがあるのです。本当に驚いたことに、やはり図書室に顔を出す子が多かったのです。それを聞いておいてよかったなという思いはありましたけれども、それもたまたま担当していた先生が私たちのことを理解してくださっていたので、その2年間だけはそういうことができたのですけれども、ほかの年はお声がかからなかったのでわかりませんでした。

でも、子どもの中には、男の先生にはさわられたくない子だとか、そういう本当に気をつけてあげなければいけない子がいっぱいいるのですけれども、そういうことも含めて、この長いタイトルの学校図書館担当職員の役割何とかという報告の中には、心理学ですか生徒指導ですか、そういうことにまで入っていかなければいけないということが書かれています。

2013年からは待遇が少し改善されているのですけれども、日数とか1日の金額が多くなったりはしているのですけれども、その次のところに指導員数というのが書いてあります。小学校では指導員が91人います。41校で91人ということは、1校で2人または3人でやっているということです。中学校も20校で40人ということなので、平均2人でやっているということになります。

それから、研修ですけれども、指導員向け1回、司書教諭向け1回、先日いただいた「まちだの教育」だったかに書いてあったのは3回になっていたものもあるかと思うのです。おとしはこういうふうにいるのですけれども、2015年度についてはよくわかりません。ただ、増えても3回ぐらいで、指導員会というか、横のつながりというか、指導員だけが集まって情報交換をしたりとか、そういう機会はありません。そういうような状態で町田市の学校図書館は運営されています。

課題としてここに挙げさせていただいたのですけれども、学校図書館は今、長いタイトルの会議の報告でもあったように、学習センターとしてというのが非常に強く言われているのですけれども、学習センターとして使われている学校はそれほど多くはないと思います。特に中学校では、授業で使うことが少なくなっています。以前は総合ですとか、選択の授業が結構あったので、そういうところで図書館を使うことはあったのですけれども、今、選択もほとんどなくなってしまっているのです、学校図書館を授業で使うということが減っていると思うのです。

それから、学校図書館運営協議会というのがあるはずなのですけれども、管理職とか担当の職員と指導員と一緒にテーブルに着いて、学校図書館の運営について話し合うことなのですけれども、それも機能している学校は少ないと思います。

それから、図書指導員はボランティアなので仕事が制約されています。子どもへの指導とか図書館の運営、対外的な交渉については、採用が学校裁量だということもあって、仕事の内容もそれぞれの学校で違ってきます。ですから、子どもへの指導も、どんどんさせていくような学校もありますし、本の管理だけをお願いしますと言っているような学校もあるようです。それから、対外的な交渉、これは図書館との連携ですとか、先日お話がありました外から来ていただくおはなし会ですとか、そういうところとの交渉も、任されてやるということは余りないのかと思います。

それから、研修が少ない、学校間の情報交換が少ない。これも「まちだの教育」ですとか教育プランに研修をやりますと言っていますけれども、2回、3回というのは決して多くはありません。前回のときにお配りした一覧表があったと思うのですけれども、それに東京都内の区と市町村の学校の現状が書かれていたと思うのです。もちろん、ゼロというところもありますし、入っていないところもあるのですけれども、多くやっているところは年間12回研修があるとか、司書会が20回あるとか、そういうところもあります。そういうことに比べると、研修ですとか指導員の連絡会のようなものはもっとあっても良いかと

思っています。

それから、コンピューター管理が始まっているのですが、バーコードをつけて入力するところまでは皆さんの学校でもやっていると思うのですがけれども、その後の市としてのフォローはされていないように感じています。こんなことを言ったら叱られてしまうかもしれないけれども、そんなにすごいソフトは入っていないのです。でも、使おうと思えば自分でキーワード入力とかもできますし、検索もできますし、配架の場所もちゃんと入力してあれば、どこにあるかというのもすぐわかるようにできるのですがけれども、それをこういうふうやってというのは、マニュアルだけを渡されてやっている状況のようなので、こういうところで困っているのですがけれども、どうすればいいのですかとか、どこに聞けばいいのですかというフォローは余りなされていないように感じています。

最後に、図書指導員は公募ではないので学校の裁量でというのは何回も申し上げましたけれども、先ほど先生がおっしゃった地域を大切にすること大切だとは思いますがけれども、これを続けていくと学校間の格差が非常に広がってしまうと思うのです。次の人を地域で募るにしても、今までのことを踏襲してしまうと、余り活用されていない学校はいつまでも活用されていないままになってしまいますし、それは先生がかわっても、今までこうしているのだよということになって、変わらなくなってしまうような危険性もあると思うので、これから学校図書館をさらに活用するためには、そのところからもう1度考える必要があるのではないかと考えています。

○山口委員長 ありがとうございます。町田の学校図書館の現状ということで、まずは学校図書館の歴史、特に学校図書館法を上げていただきまして、第4条で学校図書館の運営というので一から五までありますけれども、これは図書館法で言うと第3条の図書館サービスのところとまさに同じような項目が並んでいる訳で、司書と同じ能力が求められるのだなというのがわかります。

2 ページ目で昨今の学校司書または学校図書館をめぐる国の動き等、最後に町田市の現状ということでご自身の経験からお話をいただきました。

内容としてはかなり多岐にわたりますので、今回検討している内容と全てが一致する訳ではありませんが、やはりトータルに学校図書館の現状を理解しておくことが、例えば団体貸出とかおはなし会の運営も含めて参考になるかと思っておりますので、その点では大変詳しいお話をいただいたことはありがたいと思っております。

私から補足させていただきますと、先ほどから司書教諭と司書の話が出ていますが、両

方とも法令科目でございまして、私も大学でかかわっています。司書は図書館法の施行規則で定められておりまして、科目必要単位数が24単位です。それに対して司書教諭は、教員免許を持った上での講習ということになりますけれども、10単位です。ですので、例えば先ほどの学校図書館法の第4条に出てきます第1項の資料を収集し、利用に供するか、また資料を収集して利用提供するためには、分類排列をし、目録整理を行わなければいけない。図書館では資料組織とって全部で4単位必要なところ、司書教諭ですと学校図書館とメディアの構成というので2単位です。

ですから、実際にNDCが今度10版が出るというのでどんどん変わってまいりますし、目録規則も、日本目録規則は日本図書館協会が管理していますけれども、国立国会図書館は独自の目録を持っていますし、さらにはネット上では国立情報学研究所、つまり大学図書館関係の目録についてはNACISIS-CATというので独自のものをつくっている。

ですから、実際にインターネットで検索すると数種類の目録が目の前にあらわれるというのが現状でして、そこら辺の違いというのは、司書の講座ですと一からは教えていく訳ですが、逆に図書館は司書がわかっているから利用者の疑問には答えられるでしょうというふうに私たちは考えるのですけれども、恐らく司書教諭の授業でそこまで2単位でできるかという、多分時間数で無理だろうなど。実際に大学で使っているテキストを見ても、そんなに詳しくまで触れる余裕はないというのが現状です。

ですので、デジタル化が進んでネットにどんどん学校図書館もつながっていったときに、やはり専門的な知識と研修または講習、資格等を持っていくということの重要性は絶対出てくるし、だんだんそのプレッシャーは高まっていくと思います。そんなところも補足でつけ加えさせていただきました。

ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

私から、最後の課題のところ、今回、協議会として取り組んでいる問題と絡む内容だと思うのが課題の3番目の「図書指導員はボランティアなので仕事が制約される」というところで「子どもへの指導、図書館の運営」とともに「対外的な交渉」という項目が挙げられています。例えば公立図書館との連携とか、外部のおはなし会の企画に関する交渉という点です。

これは前に学校図書館に専任司書配置を求めるという提言を協議会で出したときに、さるびあ図書館の学校図書館担当の方からのヒアリングでいろいろお話を伺う機会がありま

して、例えば図書館から本を団体で貸し出しするときに、窓口が一定ではないということが話題になりました。つまり、例えば学校側から、こういう資料が欲しいというのを指導員の人と言う場合もあれば、司書教諭の先生が言う場合もあれば、直接科目の担当の先生が言う場合もある。図書館は窓口がある訳ですが、今度、それをどのように返していくかという窓口がばらばらである。

また、恐らくそうなると、図書館から情報発信しようとしたときの受ける窓口が、例えば図書指導員、学校司書が仮にいとすれば、そこが図書館同士でカウンターパートナーになると思うのですが、例えば司書教諭の先生ですよとなると、その先生がお忙しかったりするとなかなか難しいだろうし、ましてや各担当の先生がばらばらに要望をお出しになるといって、どこへ出せばいいかというところが、あれは2年前でしたけれども、話題になっていました。それを彷彿とさせるかと思います。

確かに、おはなし会に関して自分の子どもたちが行っている学校の例ですと、そこは指導員の方がお1人でしたけれども、NPOまちだ語り手の会が行くときには連携をおとりになっていまして、必ず参加されるとともに、できるだけ学校内にある本を実際に並べるようにして、図書館とか文学館で行うおとなのためのおはなし会のときも、できるだけ図書館の実際の本をお見せするという形で企画をされているようですけれども、そういう企画などは現場が一番近い指導員の方と連携をとるといいのかなと思うのですね。ですから、そういうところに現場に指導員の人をうまく巻き込んでいくような仕組みになっていないと、いろいろと支援する仕組みがあっても、それが機能しづらいということもあるのかと思います。

あと、この前の団体利用者懇談会、この中にも参加された方がいらっしゃる訳ですが、あのときにたしか学校図書館の指導員の方が何人かいらっしゃっていましたね。

○清水委員 はい。

○山口委員長 ですから、そういうところへいらっしゃる指導員の方がいると、多分そこが窓口で公立図書館のいろいろなサービスを受けるチャンスが増えてくるのだらうと思うのです。そこら辺も、どういう形で機能しているのか、私もその場では全然わからなかったのですけれども、決して全ての学校ではないということが事実だらうと思います。

ほかにどうでしょうか。

○鈴木委員 今のおはなし会に入るときには、指導員の方がいてくださるとすごくいいのですけれども、今年の例で1つの学校が175日の範囲内にしなければいけないということ

で、私たちが行っているときは図書指導的になるので、その間は指導員はお休み、びっくりしてしまっただけですけども、そういうのは初めてだったのです。

それまではいつも指導員の方がいてくださって、準備とか、そういうものもしてくださったりしていたんですけども、今回は全然いらっしゃらなくて、なぜかなと思ったら、結局、1週間に5日できるだけ入るようにするためには、この175日を守るには、私たちが行っている9日間休んだ方がうまく回るということで、学校側からそこは休んでいいとか、休んでくださいとおっしゃったのか知りませんが、そういうような事情で全然見えなかったのです。

ですから、本なども用意してもらおうとか、もう少しいろいろなコミュニケーションが今までだったらとれていたのが、そんなことで初めて有償のあれがよくなったということがあっても、逆に前よりもちょっと厳しくなったのか、いろいろな面で枠が逆にかかってしまっていて来ていただけなかったということもあって、有償ボランティアではなく、年間を通して週5日いらっしゃるような指導員ではなく、学校図書館の司書という形だったらそんなことはないのだと思うのです。

いろいろな質の差というのも、年度によっても変わると全然違ったりとか、それこそ一定のここに書いてあったような学校図書館法に沿ってお仕事をさせているようなところまで行っていないような感じの人もいらして、そこは公募の採用になると、きっともう少しいろいろな面で質もよく——質と言ったら失礼ですけども、同じような学校図書館の仕事をなさるとある程度一定になるかなとこのところ感じています。

○山口委員長 すみません、今日ここは55分過ぎぐらいには終了しないと、次に使うことになっていきますので、いつものようにいかないのですが、最後に何か一言この点でご発言いただければ。

○伊藤委員 今、図書指導員さんの役割についていろいろとご意見等が出てきていると思いますけれども、現場としていろいろな図書館の仕事の優先順位をつけていくとすると、まず何をやっていただきたいかといったら、やはり図書の整理です。実際問題、今日も本校に年度末で追加予算で購入した本がどっと届いたのですけれども、図書館に持って行って、まずはこれを整理して配架できるようにお願いしますというところをやってきたばかりなのです。まずはそこなのです。

それから、さらに図書室全体の環境整備ですとか、読み聞かせ等の実際の子どもへの指導に当たっていただいたり、また教員の要望に合わせて授業で必要な本をそろえておいて

もらうというふうになってくるのです。そこが各学校によっていろいろと取り組みが違ってくるというのが現状なのだと思います。

このレポート、すごく勉強させていただいたのですけれども、非常勤ではなくて、学校図書館に専任の職員がないというのが、これは町田市だけではなくて、日本の図書館の制度の根本的な欠陥だと思うのです。

私も、先ほど高校の話が出ましたけれども、高校に行ったら、あっ、図書館に人がいるのだと初めて気づきました。それまではなかなかそういう状態ではなかったのです。担任が司書教諭として幾ら任命を受けたとしても、ここで求められていることを実際に行うのは無理です。職務命令でやれと言うことはできるけれども、無理です。そういうところを、こういう場の中からだんだんと話を出して行って、どこかのタイミングで実現できればいいかなという期待はしているのですけれども、先は長くなるかとは思いますが。ともかく今、指導員の方には、必要なところから順番にやっていただいているというのが現状ですね。

○鈴木委員 この時間の制限とかそういうものが本当に。

○伊藤委員 そうですね。ありがとうございました。

○中林委員 本当に勉強になりました。今、鈴木さんがおっしゃったような問題が生じるというのは、とにかく指導員というのを1人つくって、そしてお金を払って何時間働かせればいいという、それこそ普通の物品をつくったりする仕事、そのようなことをやるのと同じような仕組みで、学校図書館とはそれとは違うから、人間を相手にすることで、この中に書いてあったのですけれども、生徒の憩いの場になるということを考えたら、それは一番大事なことだと思うのです。今、伊藤先生がおっしゃったように、やる順序からいくと、そこまで手が回らないというのは現状だと思うのです。ですから、それは基本的に学校に専任のあれをというところに結局行くのですね。そうです。

○鈴木委員 ぜひとも。

○中林委員 本当におもしろかったというか、とてもよくわかりました。

○山口委員長 よろしいでしょうか。今日は学校図書館について報告していただきましたけれども、次回は3月20日（金）に予定されております。この日もこちらの文学館でよろしいですね。

○事務局 場所は、階がこの1個上の3階のもうちょっと奥の部屋になります。もうちょっと小ぢんまりした部屋です。

○山口委員長　ということでよろしく申し上げます。

ですので、次回も中央館は使いませんが、リニューアルしましたら、3月5日とは言いませんが、ぜひいらして、また次回の協議会のときにご感想などをいただければと思います。

あと、柿の木文庫とかえで文庫からチラシをいただいております。よろしくお願いたします。

それでは、本日の定例会はここまでにしたいと思います。では終わります。ご苦労さまでした。

—了—